

平成29年度 みやけ保育園のしおり



この「みやけ保育園のしおり」には、入園申し込み・支給認定申請等に関する手続きや必要書類、入園後の手続きなどを記載しています。入園の申し込み・支給認定申請をされる前に必ずお読みください。なお、入園後も大切に保管してください。

三宅村役場

平成28年12月

1 概要

保育園は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の就労や病気などの理由のために保育を必要とする児童を、保護者によって一定の時間保育するところです。幼稚園とは異なるため、どの家庭でも無条件に入所できるものではありません。

- 1 施設 三宅村立みやけ保育園
- 2 住所 東京都三宅島三宅村伊豆770番地3
- 3 電話 04994 - 2 - 0064
- 4 開園時間 午前7時30分から午後6時30分
※保育利用時間は認定内容により異なります。
※台風など状況によって、開園時間を変更する場合があります。
- 5 休園日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）
その他、村長が必要と認めた日
- 6 定員 60名 ※定員に達していなくても、お預かりできない場合があります。

クラス	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児
定員	30名		18名	6名	6名

- 7 保育目標 生活経験を生かし、自ら考え、行動できる子、また人との関わりを楽しみ、思いやりのある子を目標として保育を行います。

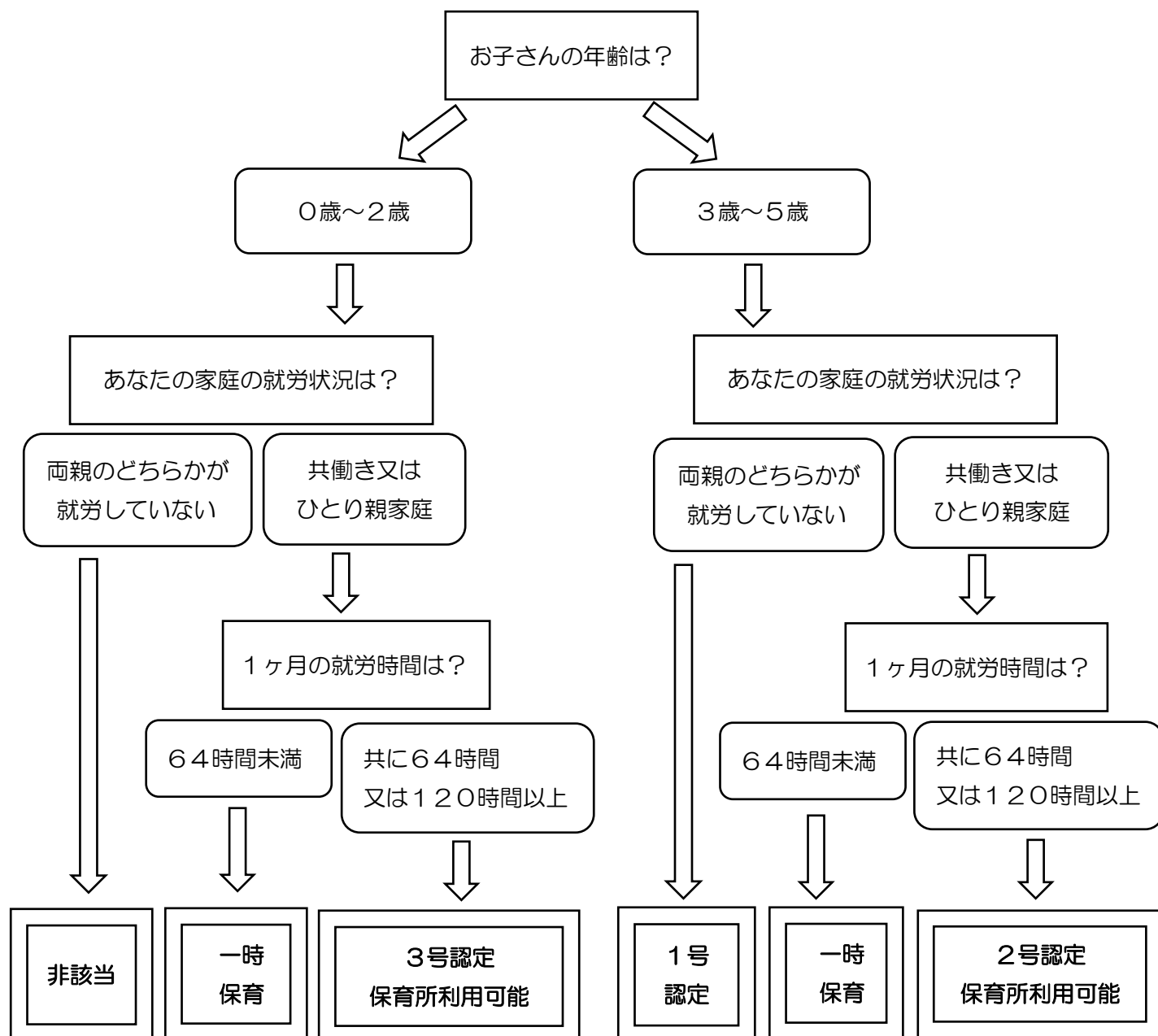
2 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度では、保育園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定」の申請をしていただく必要があります。三宅村に住所があり、保護者が次の状況に該当して、家庭で児童を保育することができないと認められる場合、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に認定を行い、保育を利用することができます。

【保育が必要な事由】

- 1 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること
- 2 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- 4 同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時介護又は看護していること
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 求職活動を継続的に行っていること
- 7 就学していること
- 8 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあること
- 9 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であること
- 10 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 11 前各号に類する事由であると村長が認める場合

【認定のフローチャート】



【認定の区分】

認定区分	対 象		利用できる施設
	児童年齢	保 育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当し、保育園での保育を希望される場合	認可保育園
3号認定	満3歳未満		

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入園をお約束するものではありません。

※現在、三宅村には1号認定に該当する施設（幼稚園・認定子ども園）はありません。

【認定期間】

保育を必要とする事由	保育の必要量	認定期間（利用できる期間）
就労（月64時間以上）	標準時間もしくは短時間	小学校就学前までの期間
妊娠・出産		出産予定日を中心に前後2ヶ月
疾病・障害		療養を必要としなくなるまで
介護・看護		介護を必要としなくなるまで
就学している		通学期間中
求職活動を継続して行っている	短時間保育	利用希望月から3ヶ月以内
育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいる		育児休業の対象児童が1歳になった年度末まで
災害復旧	標準時間もしくは短時間	災害復旧活動に従事する期間
虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）の恐れがある		左記の事由により保育が困難と認められる期間

【利用区分】

2号認定・3号認定を受ける場合、保護者それぞれの保育の必要量（就労体系など）に応じて、次のとおり2つの利用区分に分けられます。

- ・ 保育標準時間・・・就労などで1ヶ月120時間以上かつ1週間30時間以上
（目安：週5日以上又は月20日以上かつ1日6時間以上）
⇒1日に最大11時間（7：30～18：30）の保育利用が可能
- ・ 保育短時間・・・就労などで1ヶ月64時間以上120時間未満
（目安：週4日以上又は月16日以上かつ1日4時間以上）
⇒1日に最大8時間（8：15～16：15）の保育利用が可能

※就労時間には休憩の時間を含み、通勤や超勤の時間は含みません。

※育児休業とは、「育児・介護休業法」に基づくものを指します。

3 利用調整指数

利用調整指数とは、様々な理由で入園希望がある中、保護者や世帯の状況等を客観的に判断するための数値のことです。保育の必要性の高さを数値化し、入園の利用調整を行うことを目的としています。選考では、提出書類に基づいた指数の合計（保育の必要性）が高い方から内定となり、次の表の【基本指数】（父）＋【基本指数】（母）＋【調整指数】（加算・減算）で計算します。なお、同一指数となった場合は、【優先順位】により決定します。

【基本指数】

番号	保護者の状況		基本指数
	分類	細目	
1	居宅外就労	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月64時間以上の就労	6
2	居宅内就労	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月64時間以上の就労	6
3	出産	出産予定月を中心に前後2ヶ月（5ヶ月間）	8
		妊娠初期及び中期に長期にわたって安静が必要な場合	14
4	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を必要とする自宅療養で常に病床に伏せている場合	20
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	14
		通院加療を要する場合	8
	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1度～3度程度、精神障害者保健福祉手帳3級以上	20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	12
		身体障害者手帳4級	4
5	看護	常時病院、施設等で付添介護を必要とする場合	20
		常時ではないが、病院・施設等で付添を必要とする場合	12
	介護	日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護を必要とする場合	10
		日常生活に置いて、身の回りのことは、しばしば介護を必要とする場合	10
		上記以外の場合	6

6	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害普及にあたっている場合	20
7	通学・就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設などに通学している	※1
8	就労内定	就労内定があり、週5日以上かつ1日8時間以上の就労	12
		就労内定があり、週3日以上かつ1日6時間以上の就労	8
		就労内定があり、週3日以上かつ1日4時間以上の就労	4
	未定	求職活動中	2
9	その他	父母の死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合	20
		児童福祉の観点から、村長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合	※2

※1 居宅外就労の細目及び基本指数と同様とします。

※2 該当児童、世帯の状況に応じて別途判断します。

※ 申込要件（分類）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用します。

※ 育休からの職場復帰は、休業前の就労時間の細目及び基本指数と同様とします。

※ 居宅外就労、居宅内就労は3ヶ月以上の勤務実績があり、かつ就労時間に見合った給与等（東京都の最低賃金を基本とします）が支給されていること。原則として時給又は東京都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算定します。ただし、算出した時間が保育を必要とする証明書に記載されている勤務時間を超える場合は、保育を必要とする証明所の勤務時間で認定します。

※ 申込の締切日現在、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績がない者、保育を必要とする証明書に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とします。

【調整指数】

基本指数に加算、減算します。

加算となる要件		
番号	条件	指数
1	父母ともに身体障害者手帳 1 級～2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者手帳 1 級～3 級	+6
2	父又は母が身体障害者手帳 1 級～2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者手帳 1 級～3 級	+4
3	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、かつ申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき	+10
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当するとき	+3
5	父母ともに不存在（長期入院を含む）	+6
6	父又は母が不存在（長期入院を含む）で同居者が不在	+4
7	父又は母が不存在（長期入院を含む）で同居者が存在	+3
8	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てに渡り、介護が必要な者がいる	+4
9	兄弟姉妹が既に在園している、又は同時申込（2人以上入所の場合）	+2
10	父又は母が単身赴任の場合（自営業等を除く）	+2
11	多胎児での申込みの場合	+1
12	育児休業からの復職時の再申請	+2
13	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	+3

減算となる要件		
番号	条件	指数
1	保護者による、自宅内又は自宅外での保育が可能（産休、育休は除く。）	-2
2	同居の親族等が、補完的な保育にあたる場合	-2
3	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる	-2
4	就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合	-6
5	雇用主が親族等の場合	-1
6	雇用主が保護者のいずれかの場合	-1
7	納付誓約を守らず過去3ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児含）がある場合	-8
8	納付相談等に応じず過去3ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児含）がある場合	-15

※加算・減算それぞれの条件で、該当が複数ある場合には、全てを合計した数値となります。

【優先順位】

基本指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

選考指数が同一になった場合の優先順位	
順位	内容
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯（虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等）
2	保護者いずれかの分類が存在しない
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入園希望日以降もその状態が継続する予定である（※1）
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者がいる、又は要介護の認定を受けている者がいる場合（保護者・申請児童は除く）
5	保護者が保育士として村内の保育施設に月120時間以上勤務している場合
6	集団保育を必要とする障害児等 ※受入れができる場合に適用
7	前年度の住民税が非課税である世帯
8	父母の基本指数の合計が高い世帯
9	母の基本指数が高い世帯（父子世帯の場合は父の基本指数）
10	保護者の分類が以下に該当する（※3）優先順位は、①出産②妊娠③疾病、負傷④障害⑤介護、看護⑥災害復旧⑦求職活動⑧就学の順とする
11	新規入園申込みである
12	養育している子ども（18歳未満）の人数が多い世帯
13	保育料の滞納がない世帯
14	経済的困窮度の高い世帯（保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯）（※2）
15	三宅村に引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のうち期間が長い者で判定）

※1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用します。

※2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とします。

※3 保護者は、母を先に参照し、その順位が同位の場合は父の順位を参照します。

4 入所の申込

【申込の流れ】

- ① 書類入手・必要書類準備
- ② 保育園へ書類提出（認定申請・入所申込などを同時に提出します。）
- ③ 審査・調査
- ③ 選考・面接
- ④ 内定・保留決定
- ⑤ 通知発送（各通知は、各家庭で保管してください。）
- ⑥ 入所又は入所待機（入所の場合は、持ち物の説明等があるので別途連絡します。）

【申込方法】

各月締め切り日までに次の必要書類を保育園に提出してください。

- ① 施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人につき1枚）
- ② 保育の利用を必要とする証明書又は求職活動状況申立書※複数入所の場合写し可
- ③ 保育所入所申込書（児童1人につき1枚）
- ④ 健康診断書（集団生活が可能なこと、保育園での医療行為やアレルギーの有無など）
※新年度に新規入園する児童のみ、継続の方は不要、任意様式
- ⑤ 課税（非課税）証明書※複数入所の場合写し可

- ・4～8月までの保育料は平成27年分、9月以降は平成28年分の収入で算定します。
- ・平成28年1月1日現在、三宅村に住民登録があり、申告されている方は不要です。
- ・無収入等により未申告の方は役場臨時庁舎2階税務係又は各出張所でご申告ください。
- ・保育料決定に必要な書類が提出されない場合、最高額で決定して賦課されます。

※申込書の保護者は、世帯を代表する方（父又は母）です。送付書類の宛名になります。

※必要に応じて追加の書類提出をお願いすることがあります。

※島外にお住まいの方は、お住まいの区市町村で申し込みをしてください。

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地 三宅村役場 村民生活課 福祉係
（郵送書類については消印ではなく締切日必着です。ご注意ください。）

【申込締切】

入園月	申込期限	入園月	申込期限
4月	【4月入園】のとおり	10月	9月15日（金）
5月	4月14日（金）	11月	10月13日（金）
6月	5月15日（月）	12月	11月15日（水）
7月	6月15日（木）	1月	※1月以降の入園は基本的に取り扱っておりません。
8月	7月14日（金）	2月	
9月	8月15日（火）	3月	

※入所は、毎月1日からとなりますので、月の途中からの入所はできません。

【4月入園】

- ① 申込期間 平成28年12月16日（金）～平成29年1月13日（金）
- ② 書類取得 みやけ保育園、村民生活課福祉係、三宅村ホームページ
- ③ 提出場所 みやけ保育園
- ④ 面接 2月初旬～中旬（後日、日時をお知らせします）
- ⑤ 決定通知 3月上旬郵送（新入園の方は、3月中に持ち物の説明会があります）

【入所希望月】

ご家族の状況	入所を希望する月
保護者が共に働いている	保育が必要な月から
保護者が育児休業中	復職予定月又は就職予定月から
保護者が就職内定	
保護者が求職活動中	保育が必要な月から
母が出産	出産予定月の前後2ヶ月
保護者の疾病・障害	保育が必要な月から（ただし、入院・通所予定の場合は、入院・通所予定月から）
介護・看護している	保育が必要な月から
災害復旧	保育が必要な月から
就学している	保育が必要な月から （ただし、就学予定の場合は就学予定月から）

【保育が必要であることを証明する書類】

保育を必要とする事由	証明する書類	詳細
仕事をしている（会社）	保育を必要とする証明書	内容は、会社の方が記入してください。 証明日は、勤務を始めた日以降にお願いします。 会社を経営している方や、親族が経営している会社に勤務している方は、保育園の申し込み上、自営業として取り扱います。
仕事をしている（自営）	保育を必要とする証明書 自営を証明する書類	保護者が代表の場合は保護者自身が、記入担当がいる場合には会社の方が記入してください。 自営を証明できる書類として、自営業許可書や確定申告書類、賃貸契約書などを提出してください。

育児休業から復職予定	保育を必要とする証明書	内容は、会社の方が記入してください。（休業前6ヶ月の実績を記入してください。） 証明書には、復職予定日を記載してください。 復職後1ヶ月以内に改めて証明書の提出が必要です。
育児休業から復職して勤務を始めた	保育を必要とする証明書	内容は、会社の方が記入してください。 証明書には復職日を記載し、証明日は復職日又は復職日以降としてください。
就職内定	保育を必要とする証明書	内容は、会社の方が記入してください。 証明書には、就職予定日を記載してください。
出産前後	母子手帳の写し	出産予定のお子さんの母子手帳の写しを提出してください。（表紙と出産予定日の記載があるページ）
保護者の病気又は心身障害	診断書等	診断書（日中お子さんの保育が必要である旨の記載と診療期間が明記されたもの）、要介護認定証、障害者手帳の写しなど。
介護・看護	介護・看護の必要な状況が分かる書類	詳細は、ご相談ください。
災害復旧・DV	事由に該当することを証明する公的機関から発行された書類	詳細は、ご相談ください。
学生	在学証明書・時間割	学校教育法に定める学校や就業訓練施設に通学・通所している場合。
求職中	ハローワークカードの写し 求職活動状況申立書	ハローワーク・その他就労支援機関の登録がない場合も、求職活動申立書を提出してください。就業後、勤務証明書の提出が必要です。求職中の方は、入所3ヶ月以降は毎月変更の届出が必要です。

- ひとり親世帯の方は、児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療証、戸籍などひとり親であることがわかる書類が必要です。
- 生活保護世帯の方は、受給者証などの保護を受けていることがわかる書類が必要です。
- 求職とは、日中求職活動のため外出している状態をいいます。
- 保育を必要とする証明書は、記入漏れのないようお願いします。
- 上記以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。
- 申込締切日までに書類がそろわない場合には、翌月以降の利用調整対象となります。
- 入所待機中に、保育を必要とする理由に変更があった場合には、理由に応じた書類を再度、提出してください。
- 記入に誤りがあった場合には、該当箇所に二重線を引いて訂正印を押印し、余白に正しい内容を記入してください。
- 書類の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合には、保護者や事業主等に問い合わせる事がありますので、あらかじめご了承ください。

【入園できなかった場合】

- ・入所保留通知を発送します。
- ・入園希望月の翌月以降、ご案内ができ次第通知にてお知らせします。
- ・保育園の空き状況はホームページに掲載しています。
※認定の有効期間にはご注意ください。

【変更が生じたときに必要な書類】

変更内容	提出書類		
勤務場所や時間が変わった (単身赴任を含む)	保育を必要とする証明書(変更後の内容)	支給認定変更届出書	支給認定証
転職した	保育を必要とする証明書(新しい勤務先)		
課税状況が変わった	保育を必要とする証明書(変更後の内容)		
父母の連絡先が変わった	※支給認定変更届出書に日中連絡が取れる連絡先を記入してください。		
島内で転居した	※住民票の移動手続きが完了した後、変更届に新旧の住所を記入してください。		
島外へ転出した	※退園届(転出前に島外の保育園の申し込みをする場合は、転出先に確認の上ご相談ください。)		
離婚(調停)して別居した	戸籍謄本の写し、離婚調停中であることが分かる書類		
結婚などで同居することになった	(同居者の)保育を必要とする証明書、所得証明書など		
育休・産休を取得した	母子手帳の写し(表紙と予定日のページ)		
産休・育休から復帰した	保育を必要とする証明書(1ヶ月以内に復職後の内容を記入したもの)		
病気・障害になった	診断書(日中保育が必要であることと診療期間が明記されたもの)、障害者手帳の写し		
看護・介護することになった	看護・介護が必要な状況が分かる書類 (詳細はお問い合わせください)		
求職中・採用予定で就職した (起業準備を含む)	就労支援機関の登録書類・求職活動状況申立書・ 保育を必要とする証明書のうち該当する書類		
保育必要量の変更	変更内容が確認できる書類		

【保育にあたって特別な配慮を必要とする場合】

保育園では、「心身の発達に遅れがある」等の理由により保育にあたって特別な配慮を要するお子さんについて、集団保育し健やかな発達を促すため、可能な限り受入れに努めます。ただし、十分な受入れ態勢が取れない場合にはお預かりができない場合があります。なお、保育園では、専門的な療法による治療や医療行為(与薬等)は行いません。

必要な書類

- 診断書（6ヶ月以内）
※集団保育を行う環境での生活が可能なこと、保育園での医療行為・与薬等の必要がない事が明記されていること
- 障害者手帳の写し（身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方）
- 母子手帳の写し（出産の状態、直近の健康診断のページ）

【保育園を長期間お休みする場合】

長期間のお休みについては、お子さんの負傷や疾病により通所ができない場合など、2ヶ月に限り保育を停止することができます。医師の診断書と認定変更届出書の提出が必要になりますので、事前にご相談ください。また、保育料については、登園が月に1日もなければ発生しません。ただし、2ヶ月を超える場合には退園となります。なお、里帰り出産でお休みする場合は保育の停止には該当となりませんのでご注意ください。

【在園資格の消滅】

- 入園の必要が無くなった場合
- 入園する意思が無くなった場合
- 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- お子さんの育児休業を取得した方で、復職予定日までに復職ができない場合
（保育園に入れなかったために復職できない場合を除く）
- 育児休業を延長した方で、延長した復職予定日まで復職ができない場合
（保育園に入れなかったために復職できない場合を除く）
- 退職してその後、働く意思がなくなった場合
- 期日までに必要書類の提出がない場合
- 年度途中の家庭状況の調査の結果、保育が必要ではないと判断された場合

【退園】

退園する前の月の20日までに退園届を保育園又は村民生活課に提出してください。登園がなくても、提出がない場合には保育料が発生します。また、月の途中で退所しても1ヶ月分の保育料がかかります。

【感染症】

保育園は、毎日長時間にわたり集団生活をする場であり、感染症にかかりやすい環境です。園児が感染症にかかった場合、登園に支障がないことを証明する登園許可書が必要です。発行手数料については保険対象外となり本来自己負担となりますが、平成28年度より保護者の経済的負担の軽減を図るため村が助成することといたしました。なお、対象とする感染症の種類及び助成方法につきましては、次の一覧表とおりとなります。

登園許可書の助成対象となる感染症一覧表

感染症名	登園目安
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失して2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
結核	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （ベロ毒素を産生する大腸菌） O157、O26等	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し2回の検便で陰性が確認されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
インフルエンザ	発熱後5日間及び解熱後3日を経過するまで
手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができるまで
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良くなるまで（発疹が出現した頃には感染力は無くなっている）
溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過するまで（治療の継続は必要）
ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治るまで（症状が改善し全身状態が良いこと）

- ① 感染症が疑われる場合、病院で診察を受けてください。
- ② 登園に支障があると診断された場合には、保育園に連絡してお休みしてください。
登園に支障がなければ、継続して登園するため登園許可書を提出してください。

※中央診療所以外の医療機関の場合には、一旦支払いを済ませた後に、請求書に領収書を添付して保育園又は村民生活課に提出してください。

※その他、医師の診断により登園を控えていただく感染症も含まれます。

5 保育料

保育料は、世帯にかかる村民税所得割額の合計とお子さんの認定基準（2・3号認定、標準時間・短時間）により、金額を決定します。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	
		11時間	8時間	11時間	8時間
A	生活保護法世帯	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯(上記以外の世帯)	5,000	4,900	4,000	3,800
B3	市町村民税均等割のみ世帯	11,000	10,900	10,000	9,800
C1	10,000円未満	13,000	12,800	11,500	11,100
C2	10,000円以上 15,000円未満	15,000	14,800	13,000	12,600
C3	15,000円以上 30,000円未満	17,000	16,700	14,500	13,900
C4	30,000円以上 50,000円未満	19,000	18,700	16,000	15,400
C5	50,000円以上 70,000円未満	21,000	20,600	18,000	17,200
C6	70,000円以上 90,000円未満	23,000	22,600	20,000	19,200
C7	90,000円以上 120,000円未満	26,000	25,500	23,000	22,000
C8	120,000円以上 180,000円未満	29,000	28,500	26,000	25,000
C9	180,000円以上 240,000円未満	32,000	31,400	29,000	27,800
C10	240,000円以上 300,000円未満	35,000	34,400	32,000	30,800
C11	300,000円以上 360,000円未満	38,000	37,400	35,000	33,800
C12	360,000円以上	42,000	41,300	38,000	36,600

※保育料を決定する場合において、4月分から8月分では「前年度の市町村民税額」を適用し、9月分から翌年3月分までは「当年度の市町村民税額」を適用します。

※年度の途中で3歳に達した場合、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

※同じ世帯から2人以上入園している場合には、第2子は半額、第3子は無料です。

※保育料の納期は、毎月月末支払です。最終日が休日や祝日の場合には、翌月の最初の平日が支払期限となります。原則として、納付忘れのないように、口座引き落としをお願いしているため、七島信用組合又は郵便局で保育料の引落のお手続きを行ってください。各月の納期限までに保育料の納付がない場合は、滞納処分などを行うことがあります。

※住民税に変更が生じた場合、保育料が変更になる可能性があるため、必ずご連絡ください。

6 その他

【土曜日保育】

土曜日申請は、保育園にお問い合わせください。（土曜保育申請書・就労先証明書が必要です。）1歳児については、9月からの利用となりますのでご了承ください。アレルギー児の土曜日対応については、状況によってお弁当を持参して頂く場合もあります。申請書は、利用する前の月の25日までに保育園へ提出してください。

【一時保育】

保護者の傷病や就労等により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、みやけ保育園でお子さんをお預かりします。

① 内容

保護者の事由	保育日数	対象児童
傷病・災害・事故・出産・介護などの社会的にやむをえない事由	月12日以内	保育園等で保育を受けていない未就学児
育児に伴う心理的・肉体的負担解消など私的な事由		
就労形態など家庭での育児が困難な事由		
村長が特別な事情により認めた場合	週3日以内	

② 利用金額

	4時間未満（1人/日）	4時間以上（1人/日）
3歳クラス未満	1,000円	2,000円
3歳クラス以上	500円	1,000円
生活保護世帯	0円	0円

③ 利用の流れについて

	方法	手続きに必要なもの	場所
申請	一時保育を利用する5日前までに書類を提出します。 ※緊急時は事情を確認して、後日の提出も可能です。	印鑑 一時保育申請書 理由を確認できる書類	村民生活課 みやけ保育園
利用	決定通知書でお知らせした日時にご利用ください。	印鑑	みやけ保育園
支払	利用金額を翌月にお知らせします。同封する納入通知書でお支払いください。	納入通知書	各出張所 七島信用組合 ゆうちょ銀行

※申請書に利用期間や時間、理由等をご記入の上、就労証明書等を添付してください。
また、上記書類以外にも、必要に応じて書類等を提出していただく場合があります。
なお、定員は4名ですが、状況等により利用の制限をさせていただくことがあります。

【地域活動事業】

- ① 地域の未就園児の親子に保育園の施設を開放しています。園解放は年間通して実施していますが、行事等で対応できないこともあるので、事前に保育園へご相談ください。
- ② 在園児については、小学校との交流（保育園・小学校の連携）、特別養護老人ホームあじさいの里との交流を行っています。

【通園バス】

坪田地区・阿古地区に在住する3歳児保育以上の保護者が行う園児の送迎に代わり通園バスを運行しています。

① 内容

運行日は月曜日から金曜日です。ただし、月曜日の朝及び金曜日の夕方、祝日・年末年始（12月29日から1月3日）、その他村長が認めた日（台風等）は運休となります。バス停は自宅から一番近いバス停となり、朝の乗車時及び夕方の下車時には、保護者（出迎者の届出をしている方）が必ず付き添い、スムーズな運行にご協力ください。火山ガスでレベル3が発令されている場合は保護者による送迎となります。また、利用については、保育園で自分の身支度ができるようになってからの開始となりますので、時期については保育園へご相談ください。なお、添乗員が同乗していますが、走行中に園児が危険な行動等をする場合には、利用をお断りすることがあります。バスの利用は、強制ではありません。保育園と保護者の意思疎通のためにも、できるだけ週に1回は保護者の送迎をお願いします。

② 申請方法

開始時期を保育園とご相談のうえ、みやけ保育園通園バス利用申請書を保育園に提出してください。申請書は保育園又は村民生活課にあります。また、転居や送迎者の変更等、申請内容の変更があった場合は、速やかにみやけ保育園通園バス利用変更届を提出してください。

③ 決定（変更・却下）

申請内容を審査して、後日通知します。

④ 時間

（朝） 阿古 発 7時40分 → 坪田経由 → 保育園着 8時30分

（夕） 保育園発 16時15分 → 坪田経由 → 阿古 着 17時00分

※詳しい時間については、利用決定通知にてお知らせします。

【通所支援】

坪田地区及び阿古地区に在住する1、2歳児保育の保護者が行う園児の送迎に係る費用の一部を助成します。※3歳以上の兄弟姉妹が「通園バス」を利用していない世帯

① 支援内容

一番近いバス停からみやけ保育園までの区間について、バス定期の子ども料金の3分の2を上限として世帯を対象に助成します。ただし、みやけ保育園が勤務地の通過点にある場合などで事業主から通勤手当等の支給を受けているときは、村の支援基準額から当該支援額を控除した額を支給します。（1ヶ月の定期代：子ども料金×2回×30日×0.75）

② 申請方法

みやけ保育園通園支援助成申請書に通勤手当等証明書を添えて、年度中に申請してください。申請書は保育園又は村民生活課にあります。

③決定（却下）

申請内容を審査して、後日通知します。

【給食・アレルギー対応】

保育園では、完全給食を実施しています。（乳児は午前・午後、幼児は午後のおやつがあります。）ただし、アレルギーのお子さんについての対応は、医師の診断・指示に基づき、除去食など可能な限り取り組んでいますので、あらかじめ保育園までご相談ください。（お子さんの安全のため、状況によっては家庭からのお弁当などを持参して頂くこともありますので、ご了承ください。）

※遠足などの際は、家庭からのお弁当をお願いします。

【健康管理】

保育園では、毎日の午睡や年に数回の身体測定・健康診断・歯科検診を行っています。

また、園内の衛生管理・感染症対応・発熱時等の保護者への連絡については、保育所における感染対策ガイドライン(厚生労働省)や学校保健安全法等に基づいて行っています。

【保育中の事故】

日頃、園児の事故対策につきましては万全を期しておりますが、万一怪我をした場合にそなえて、日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。保育所で保育を受けているとき・通常経路での登・降園中に事故が起きたときに怪我をした場合には、村民生活課までお問い合わせください。

※乳幼児医療証などを利用して診療を受けた場合でも、総医療費が5,000円（500点）以上であれば災害共済給付を請求することができます。ただし、この場合は「自己負担額＋総医療費の1割」の給付になります。自己負担額とは、助成制度を利用したことにより発生した負担額のことです。医療保険が適用されないもの（例えば、包帯代、薬の容器代、自由診療）は含みません。

7 園生活について

【1日の保育計画（予定）】

生活の流れの目安です。おおまかな時間なので、活動・行事などで多少の変更はあります。

時間	1・2歳児クラス	時間	3～5歳児クラス
7:30	随時登園・身支度 視診	7:30	随時登園・身支度 視診
8:15 (短時間保育)	自由あそび（おやつ）	8:15 (短時間保育)	自由あそび
9:00	設定あそび（絵画・リズム 遊び・散歩等）	9:00	設定あそび（絵画・リズム遊 び・散歩等）
10:50	昼食準備	11:15	昼食準備
11:00	昼食	11:30	昼食
12:15	午睡準備・午睡	12:45	午睡準備・午睡
15:30	おやつ	15:30	おやつ
15:50	降園準備・随時降園	15:50	降園準備・随時降園
16:15 (短時間保育)		16:15 (短時間保育)	
18:30	保育終了	18:30	保育終了

【主な年間行事】

- ・入園式（4月）、保育参観、クラス懇談会（5月）、運動会（6月）、災害時引き渡し訓練（9月）、親子遠足（10月）、生活発表会（11月～12月）、クリスマスお楽しみ会（12月）、お餅つき（1月）、おわかれ遠足、卒園式（3月）
- ・身体測定・誕生会・避難訓練
- ・その他、季節に合わせた各種行事を行っています。

【家庭へのお願い】

1 緊急連絡

保育中、発熱や治療を要する怪我、又は災害時等の緊急事態が起きた場合、保護者に連絡をしますので、連絡先はいつも明確にしておいてください。

2 新入園児の慣らし保育について

子どもたちが園生活に無理なく慣れることを目的として実施しています。入園当初は、環境の変化により緊張や不安の状態が予想されます。通常より短い保育時間からお子さんの様子に合わせて徐々に通常保育に近づけていきますので、ご承知のうえ、ご協力をお願いいたします。

3 登園・降園

- ① 9時までに身支度を済ませられるように登園してください。
登園は、保育標準時間の方が7時30分～8時50分、保育短時間の方が8時15分～8時50分までです。
- ② 登園が遅くなる場合は8時45分までに連絡ください。
- ③ 登園前に、お子さんの健康状態〈体温・顔色・食欲・睡眠・機嫌・排便〉を確認して気になることは職員にお知らせください。
- ④ お子さんの送迎は、保護者が責任をもって行い事故のないよう、お願いします。
(決められた方以外に送迎を依頼する場合は、事前に保護者が園に連絡し、氏名・続柄をお知らせください。)
- ⑤ 1～2歳児については必ず、保護者が付き添って身支度を行ってください。
- ⑥ 3～5歳児については、お子さんが自分で身支度をするよう声かけをしてください。
- ⑦ 洗顔、朝食、歯磨き、排便を済ませてから登園しましょう。
(元気に楽しくあそべる第一歩です。)
- ⑧ 降園において、いつもよりお迎えが遅くなる場合は、いつもお迎えに来ている時間の前にご連絡ください。連絡がない場合は、お子さんに不安を持たせないためにも、こちらから連絡することがありますので、ご理解ください。
- ⑨ 登降園は決められた時間を守ってください。
(時間に変更がある時は必ずご連絡ください。)
- ⑩ 通常の保育より早い登園、遅いお迎えの場合は「送迎時間届出書」が必要となります。
(駐車スペースに限りがあるため、他の方の迷惑にならないよう、特に降園時は、速やかに帰宅してください。お子さんから目を離すと思わぬ事故や怪我につながります。十分気をつけてください。)
- ⑪ 保育園には、玩具や菓子等保育に支障をきたす物を持たせないでください。

4 健康

早寝早起きなど規則正しい生活をし、常に健康に留意しましょう。

- ① 身体の具合の悪いときは無理をさせずに家庭で様子をみましよう。
(無理をするとお子さんに負担がかかり回復が遅れます。)
- ② 感染症の疑いのあるときは、すぐに医師の診断を受け、結果を必ず園に連絡してください。また、感染症の診断を受けたときは登園を控えてください。治癒後の登園は医師から登園の許可を受けてください。(登園の際は、登園許可証明書が必要となります。)
- ③ 通院の際は、8時45分までに連絡してください。受診に時間が掛かり遅くなる場合は10時45分までに連絡を頂き、場合によっては食事を済ませてからのお預かりとなります。ただし、医師の診断によっては、お預かりできないこともあります。
- ④ 保育園では、発熱は37.5℃以上を目安に、発熱後30分を経過し、再度検温して熱が下がっていない場合はお迎えをお願いしています。(毎年園内で平熱調べを行います。平熱が高めのお子さんは、個人差を考慮しています。)ただし、流行中の感染症等の疑いがある場合は、園長の判断により、発熱や下痢・嘔吐等の後すぐに連絡してお迎えをお願いすることがあります。
- ⑤ 病状によっては、別室にて保育することがありますので、ご了承ください。
- ⑥ 帰宅後の手洗い・うがい、食事の前の手洗いをしましょう。

5 服装

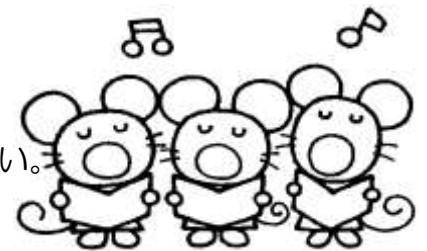
- ① 活動しやすく、汚れてもよい服装で登園しましょう。
- ② 髪留め（ピン・パッチン留など）は危ないので、ゴムを使用してください。
- ③ 排泄・午睡の際、自分で着脱しやすい服装にしましょう。
- ④ 園生活では健康な体作りのため、なるべく薄着や素足での活動を行っていますので、調節しやすい服装にしましょう。
- ⑤ 靴は足のサイズにあったもの、自分で脱いだり履いたりしやすいもの、歩きやすい運動靴にしましょう。

6 薬について

- ① 事故誤飲防止のため、原則として保育園ではお預かりできませんので、ご了承ください。ただし、慢性疾患などの場合は園にご相談ください。
- ② 慢性疾患の場合（外用薬等）は「与薬依頼書」の提出が必要となります。（薬と共に提出してください。）

7 その他

- ① 持ち物には、全てわかりやすく記名してください。
- ② 家庭の状況に変更があったときは、速やかに連絡してください。（住所・勤務先・電話番号など）
- ③ 欠席の場合は、8時45分までに連絡してください。
- ④ 保育園のしおりは卒園まで使用しますので、紛失しないよう保管してください。（内容等に変更がある場合は、その都度お知らせいたします。また、村ホームページにも掲載予定です。）
- ⑤ ご家族のお休みが重なるお盆中、年末、年度切替の時期には、登園人数が大きく変動することから、給食の食材購入等の調整のために、各家庭の登園日を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。（8月13日～16日、12月26日～28日、3月26日～4月4日）



【新年度又は新入園の際に用意して頂くもの ～1、2歳児～】

◎ 準備をする前に◎

- ・乳児クラスでは、子どもたちの「自分でやりたい！」という気持ちを大切にしたいと思っています。園に持ってくる前に、自分で扱えるかお家で一度確認し、デザイン性よりも、お子さんが扱いやすいもの（着脱しやすい伸縮性のある洋服やサイズの合った靴など）を準備してください。
- ・ロンパースはトイレトレーニングが始まると、裾の部分が邪魔になりトレーニングの妨げとなります。購入の際はロンパースはご遠慮ください。
- ・髪を留めるゴム以外のものは危ないので、危険防止のため使用しないでください。
- ・足首から下が肌が出ないタイツは、滑りやすいのでご遠慮ください。またスカートスパッツ（一緒になったタイプ）は自分で履くという気持ちを損ねてしまうこともありますので乳児組の時はご遠慮ください。
- ・お友達が同じものを持っている可能性もありますので、細かいもの、消耗品にも、全てに名前を書いてください。
- ・園では子どもたちに汚れるのを気にせず、元気いっぱい遊んでもらいたいと思っています。

汚れてもよい、活動しやすいお洋服を準備してください。

- ロッカーから子どもに服を取ってもらうこともありますので、取り出しやすいように必要最低限のものを入れ、随時、補充や季節に合った着替えの準備をお願いします。
- 毎日、使うものはきれいに洗い清潔を保ちましょう。

☆家庭で用意するもの☆

チェック	準備物	
	通園かばん	チャックのない、汚れた衣服などが入る、大きめの手提げタイプのものが好ましいです。
	コップ	水分補給やうがいの時に使います。
	コップ袋	濡れているコップ・歯ブラシを自分で片付けるので、大きめの巾着袋を用意してください。
	歯ブラシ	使用しているうちに名前が消えやすいので、消えないような工夫をお願いします。
	お箸・お箸箱 (りす組)	箸1本1本にお名前を記入してください。持ってくる時期については、お子様の様子を見て(主にりす組)担任より声をかけさせて頂きます。
	エプロン	1枚。午前と午後のおやつにもメニューにより使用する場合がありますので、予備のものを2枚、ロッカーに入れておいてください。
	口拭きタオル	1枚。20センチ四方以上あるとしっかりと拭いてあげられます。午前と午後のおやつにもメニューにより使用する場合がありますので予備のものを2枚、ロッカーに入れておいてください。
	口拭きタオル・ エプロン入れ	口拭きタオルとエプロンが入る大きめのジップロックを用意してください。
	手拭タオル	ループをつけて、かけられるようにしてください。ループはゴムよりも太めの紐のほうが子どもは扱いやすいです。
	おしりふき	名前を書いてください。
	おむつ	おしりの部分に名前を書いてください。降園時などに、残りの枚数を確認し、補充してください。
	布団	幅70cm×長さ120cm位(枕はいりません。)名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで、書き布団に縫い付けるなどして、布団を敷いた状態で誰のものかわかるようにしてください。(5歳児のぞう組さんを中心に布団を敷くのをお手伝いしてもらいます。子供たちが運べるものでご協力お願い致します。)
	おねしょシート	午睡時におもらしをしてしまった時、あると敷布団が濡れないで済むことがあり有効です。敷布団の <u>カバー</u> の中に敷きます。
	かけ布団 タオルケット 毛布	季節に応じて準備してください。(掲示板・口頭でお知らせします。)名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで、書き布団に縫い付けるなどして、布団を敷いた状態で誰のものかわかるようにしてください。

布団袋	名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで書き、誰のものかわかるようにしてください。しっかり布団が入るものを用意してください。
パジャマ	ループをつけて、かけられるようにしてください。パジャマの上は首の後ろに、ズボンには腰の外側をお願いします。ループはゴムよりも太めの紐のほうが子どもは扱いやすいようです。
パジャマ袋	子どもたちが自分でしまうようになるのでパジャマを畳んで入れるのに余裕があると良いと思います。
ガスマスク	役場2階総務課防災危機管理係（5-0935）で配布しています。すぐに使用できるようにセットして持ってきてください。破損や充電切れがないか1ヶ月に一度は確認してください。
ガスマスク入れ	両手のあく、リュックを用意してください。
着替え	3セット。季節に応じたもの。使用後は必ず補充してください。
着替え袋	着替えを持ち帰る時などに使用します。お着替え箱と一緒にに入れておくものです。
避難靴	緊急の時に使いますのでバレーシューズのような自分で履きやすい靴にし、かかと部分に名前を書いてください。
ビニール（小）	キッチン用ポリ袋 ※なくなりましたら補充をお願いします。
ビニール（大）	レジ袋×5枚。1枚1枚に名前を書いてください。※なくなりましたら補充をお願いします。
雑巾	世帯で2枚。名前は記載せずに、担任に直接手渡してください。

季節の準備物：使用時期は掲示板やお便り・口頭などでお伝えしますので、ご確認ください。

ドロンコ遊び用 パンツ、シャツ	紙おむつを使用する場合はいりません。シャツに関しても、必要な方のみ持ってきてください。
水着・タオル	フェイスタオルに、大きめに名前を記入してください。
プールバック	夏場、汗をかいた服や水着などを入れて、持って帰っていただきますので、大きめでビニールタイプのを準備してください。
上着	（寒さに応じて）廊下の上着掛けに掛けます。首の後ろに掛けられるループをつけ名前を付けてください。

※全ての持ち物に名前があるか確認してください。

☆保育園で購入や準備をするもの☆

お知らせばさみ	園からのお知らせ・連絡帳・成長カードをはさみます。
成長カード	毎月の身体測定の結果やお子さんの園での様子をお知らせします。
連絡帳	毎日のお子さんの健康状態や様子をお知らせください。
防災頭巾	保育園に常備してあります。
カラー帽子	園に置いておきます。ゴムの取替え・洗濯は個人で行ってください。紛失・買い換えなどの時は個人で購入です。卒園まで使います。¥560（価格が変動することもあります。）

【新年度又は新入園の際に用意して頂くもの ～3、4、5歳児～】

◎ 準備をする前に◎

- ・デザイン性より、子どもたちの扱いやすいものを用意してあげてください。コップの袋やパジャマ袋などで、片付けるのに、袋が小さくてなかなか入らないなどということがないように準備してあげてください。
- ・髪を留めるものはゴム以外のものは、危ないので危険防止のため使用しないでください。
- ・足首から下がでないタイツは、滑りやすいのでご遠慮ください。
- ・お友達が同じものを持っている可能性もありますので、細かいもの、消耗品にも、全てに名前を書いてください。
- ・園では子どもたちに汚れるのを気にせず、元気いっぱい遊んでもらいたいと思っています。汚れてもよい、活動しやすいお洋服を準備してください。
- ・ロッカーから子どもに服を取ってもらうこともありますので、取り出しやすいように必要最低限のものを入れ、随時、着替えの補充や季節に合った着替えの準備をお願いします。
- ・毎日、使うものはきれいに洗い清潔を保ちましょう。

☆家庭で用意するもの☆

チェック	準備物	
	通園かばん	リュックなどを用意してください。
	コップ	水分補給やうがいの時に使います。
	歯ブラシ	使用しているうちに名前が消えやすいので、消えないような工夫をお願いします。
	コップ袋	濡れているコップ、歯ブラシを自分で片付けるので大きめの巾着袋を用意してください。
	お箸・お箸箱	箸1本1本にお名前を記入してください。
	口拭きタオル	食事のときに使います。
	手拭タオル	ループをつけてかけられるようにしてください。ループはゴムよりも太めの紐のほうが子どもは扱いやすいようです。
	パジャマ	ループをつけてかけられるようにしてください。上着は首の外側に、ズボンには腰の外側に、ループはゴムよりも太めの紐のほうが子どもは扱いやすいようです。
	パジャマ袋	子どもたちが畳んで入れますので余裕があると良いと思います。
	ガスマスク入れ	両手のあく、リュックやウェストポーチなどを用意してください。
	ガスマスク	村役場で配布しています。すぐに使用できるようにセットして持って来てください。破損がないように1ヶ月に一度は確認してください。 *顔のサイズに合えば、コンパクトサイズに移行することができます。年度途中でも、役場にご相談ください。(役場2階総務課防災危機管理係：5-0935)
	着替え	季節に応じたもの×3セット。使用後は補充してください。随

		時、着替えの補充や季節に合った着替えの準備をお願いします。
	着替え袋	着替えを持ち帰る時などに使用します。お着替え箱と一緒にに入れておくものです。
	ビニール（小）	キッチン用ポリ袋
	ビニール（大）	レジ袋×5枚。1枚1枚に名前を書いてください。
	ポケットティッシュ	（4，5歳児のみ）名前を書いて、カバンに入れておいてください。
	布団	幅70センチ×長さ120センチくらい。枕はいりません。名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで、書き布団に縫い付けるなどして、布団を敷いた状態で誰のものかわかるようにしてください。（5歳児のぞう組さんに、布団を敷くのをお手伝いしてもらいます。子どもたちが運べるものでご協力お願い致します。）
	かけ布団 タオルケット 毛布	季節に応じて準備してください。名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで、書き布団に縫い付けるなどして、布団を敷いた状態で誰のものかわかるようにしてください。
	布団袋	名前を、8センチ×15センチ以上の布にフルネーム、ひらがなで書き、誰のものかわかるようにしてください。布団が入るものにしてください。
	水筒	肩からかけられる、子どもが自分で扱えるものを準備してください。使用後は洗って持って来てください。（使用する際はこちらからお知らせします）
	避難靴	緊急の際に使用しますのでバレースューズのような自分で履きやすい靴にし、かかと部分に名前を書いてください。
	雑巾	世帯で2枚。名前は記入せずに、担任に直接渡してください。
季節の準備物：使用時期は掲示板やお便り・口頭などでお伝えしますので、ご確認ください。		
	水着・フェイス タオル	フェイスタオルには大きめに名前を書いてください。
	プールバック	夏場、汗をかいた服や水着などを入れて、持って帰っていただきますので、大きめでビニールタイプのものを用意してください。
	ドロンコ遊び用 パンツ	泥は洗濯しても落ちにくいいため、必要な方は持って来てください。
	エプロン 三角巾	食育の一環で調理保育を行う際に使用します。
	上着	（寒さに応じて）廊下の上着掛けに掛けます。首の後ろに掛けられるループをつけ名前を付けてください。

※全ての持ち物に名前があるか確認してください。

☆保育園で購入や準備をするもの☆

お知らせばさみ	園からのお知らせ・連絡帳・成長カードをはさみます。
成長カード	毎月の身体測定の結果やお子さんの園での様子をお知らせします。
連絡帳	毎日のお子さんの健康状態や様子をお知らせください。
防災頭巾	保育園に常備してあります。
カラー帽子	戸外活動の時に使います。ゴムの取替え・洗濯は個人で行ってください。 紛失・買い換えなどの時は個人で購入です。卒園まで使います。 ¥560（価格が変動することもあります。）

8 Q&A

(1) 申し込みは早くした方が有利ですか。

早く申し込んで頂いても有利にはならないため、書類不備のないよう各月締切日までにお申し込みください。

(2) 村民税所得割額は何を見れば確認できますか。

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、会社員の方は給与所得等に係る村民税・都民税特別徴収税額の決定通知書、自営業の方は村民税・都民税納税通知書兼変更通知書の算定基礎に書かれている額からも確認できます。

(3) 求職活動中の保護者の認定期間はどのくらいですか。

雇用保険の失業給付日数の支給日数が90日となっていることを踏まえて、認定期間の上限を90日としています。3ヶ月以内に仕事を探して勤務を始めた場合には、認定の変更に必要な書類を提出することで、在園期間が延長されます。なお、3ヶ月以降については、必要に応じて1ヶ月ごとの更新となり、優先順位によっては待機となる可能性があります。

(4) 育児休業中の入所の継続はできますか。

育児休業は、お子さんの育児のために取得して休業する制度であり、上のお子さんについてもご家庭での保育が可能とるため、原則として保育園は退園となります。特例として既に保育園に通っているお子さんについては、育児休業取得後にもとの職場に復職する予定のある場合に継続して通うことができる場合があります。在園期間は、育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する年度の末日までです。それ以降も引き続き在園するには、保護者が仕事に復帰し、保育が必要であることを証明する書類を提出する必要があります。ただし、入園申込をして入園できなかったため、やむを得ず育児休業を伸ばした場合は、保護者が復帰できるまで、すでに保育園に通っているお子さんは在園することができます。なお、育児休業取得時に、すでに保育園に通っているお子さんが5歳児クラスの対象である場合、次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要があるため、引き続き在園することができます。

(5) 認定事由が複数ある場合の書類はどうすればよいですか。

就労先が複数ある場合は、全ての職場について確認のために保育を必要とする証明書を提出してください。出産とそれ以外の事由の両方に当てはまる場合は、出産を優先とします。なお、指数は主たる認定事由を適用します。

(6) 月途中に変更があったらどうしたらいいですか。

就職先や就業時間、住所や家族構成などに変更があった場合は、認定内容や保育料が変わる可能性があるため、認定の変更に必要な書類を提出してください。

(7) 保育料は1日単位で計算ができますか。

保育料は一覧表のとおり1ヶ月の金額となります。日割り計算は行っておりません。

(8) 保育料の引落手続きは役場でできますか。

各金融機関での手続きとなります。七島信用組合又は郵便局でお手続きください。月途中の引落処理に間に合わない場合には翌月からの引落となります。

(9) 年齢が変わるとクラスは変わりますか。

年度の途中で誕生日を過ぎててもクラス年齢の変更はありません。該当年度の4月1日現在の年齢のクラスになります。また、1歳児クラスについては、満1歳から入所対象となります。(例：4月10日に4歳になる→3歳児クラス)

クラス	生年月日
ぞう組 (5歳児)	平成23年4月2日から平成24年4月1日まで
きりん組 (4歳児)	平成24年4月2日から平成25年4月1日まで
うさぎ組 (3歳児)	平成25年4月2日から平成26年4月1日まで
りす組 (2歳児)	平成26年4月2日から平成27年4月1日まで
ひよこ組 (1歳児)	平成27年4月2日から平成28年4月1日まで

(10) 保育園に入っていないなくても、保育園の見学はできますか。

行事で対応できない日もありますが、事前に保育園と日時を調整すれば可能です。

(11) クラスの空き状況はわかりますか。

三宅村役場ホームページで毎月の入所状況を公開しています。

(12) 入所できない月はありますか。

1～3月は基本的に新入園児の受入れは行っておりません。

(13) 待機になってしまった時に、書類の再提出は必要ですか。

申請書の有効期間は、支給認定の有効期間又は該当年度の末日のうち、どちらか早い時期となります。有効期間内で申請内容に変更がない場合には追加の書類提出の必要はありません。有効期間後も引き続き入園を希望される場合は、有効期間が切れる月の入所の締切日までに改めて申し込みが必要です。(例：認定が6月30日まで→7月入所締切日の6月15日までに書類提出が必要です) なお、有効期間が切れても村から通知はいたしません。また、有効期間が切れた場合には、待機扱いにはなりませんのでご注意ください。

(14) 慣らし保育はどのくらいかかりますか。

最初は1時間から始め、段々とお昼寝まで、お昼寝後まで、夕方までなど在園時間を延ばしていきます。保育園に慣れるまでの期間には個人差があります。

(15) 送迎時間は決まっていますか。

保育短時間の方のお迎えは16時15分、保育標準時間の方は18時30分までです。送り迎えは、必ず保護者の方が決められた時間内をお願いします。延長保育は行っていないため、18時30分以降は保育することが出来ませんので、ご了承ください。なお、台風など天候により、登園・降園の時間が危険と判断した場合には、送迎の時間帯を変更することがあります。

9 記入例・参考資料

様式第1号（第6条関係）

※第 号

保育所入所申込書

平成28年12月20日

東京都三宅島三宅村長 様

保護者 住所 三宅村阿古497番地
氏名 三宅 太郎 印

保育所への入所につき、次のとおり申込みます。

フリガナ	ミヤケ ジロウ	生年月日	性別	備考
入所児童	三宅 二郎	平成〇〇年〇月〇日	男・女	
入所を希望する保育所名	みやけ 保育園			
保育の実施を希望する期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで			
保育の実施を必要とする理由	両親等：（ 1 ） ・ （ 1 ） ※（ ）内には、裏面の保育所へ入所できる基準のうち父母の状況に近い数字を記入して、余白に具体的な状況を記入してください。			

入所児童の家庭の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業	備考
児童の世帯員	三宅 太郎	世帯主	S〇. 〇. 〇	男・女	〇〇会社	
	三宅 花子	妻	H〇. 〇. 〇	男・女	〇〇商店	
	三宅 二郎	子	H〇. 〇. 〇	男・女		
	三宅 小二郎	同居人	S〇. 〇. 〇	男・女	無職	

※ 村 記 入 欄	保育の実施の要否	実施期間		保育の実施基準番号	
	要・否 (理由)	自	年	月	両親等：（ ） ・ （ ）
		至	年	月	
	年 月 日承諾	入所保育所	保育園		
備考					

○裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は記入する必要がありません。

○字は楷書ではっきりと書いてください。

【記入例】

(表)

様式第1号 (第7条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

三宅村長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

また、三宅村が施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に必要な住民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

平成28年12月20日

申請者（保護者）

三宅 太郎 印

申請に係る 小学校就学前子ども	氏名（フリガナ） 三宅 二郎	生年月日 平成〇〇年〇月〇日生	性別 ■男・□女
保護者 住所・連絡先	住所：三宅村阿古497番地 電話：04994-5-0904		
認定者番号	〇〇 ※既に支給認定を受けている場合に記入してください。		
保育の希望の有無 (いずれかに○)	①： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所において保育の利用を希望する場合 無： 支給認定申請書の記入はここまでです。		

① 世帯の状況

区分	氏名（フリガナ）	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業 勤務先等	市区町村民税 課税の有無	備考
児童の世帯員	三宅 太郎	父	S〇.〇.〇	■男・□女	〇〇会社	■有・□無	
	三宅 花子	母	H〇.〇.〇	□男・■女	〇〇商店	■有・□無	
	三宅 二郎	本人	H〇.〇.〇	■男・□女		□有・□無	
	三宅 小二郎	祖父	S〇.〇.〇	■男・□女	無職	■有・□無	
				. .	□男・□女		□有・□無

② 利用を希望する期間

利用を希望する期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
利用を希望する施設	みやげ保育園

(裏)

③ 保育の利用を必要とする理由等 ※保育所において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（予定日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動（期間 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（予定日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動（期間 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（予定日 年 月 日） <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動（期間 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
希望する利用時間・曜日	利用時間		利用曜日
	8時30分 ～ 17時30分		<input checked="" type="checkbox"/> 月・ <input checked="" type="checkbox"/> 火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・ <input checked="" type="checkbox"/> 木・ <input checked="" type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 土

↑※お子さんの保育ができず、保育園に預ける必要がある時間と曜日を記入します。

保育の認定基準
<p>保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。</p> <p>(1) 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること</p> <p>(2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>(4) 同居の親族（長期間入院している親族を含む。）を常時介護又は看護していること</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>(6) 求職活動を継続的に行っていること</p> <p>(7) 就学していること</p> <p>(8) 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあること</p> <p>(9) 配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であること</p> <p>(10) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>(11) 前各号に類する事由であると村長が認める場合</p>

※村記入欄

受付年月日	年 月 日		
可・否 年 月 日	認定の可否 (否とする理由)	認定者番号	認定区分等 □1号 □2号 □3号 (□標 □短)
		支給認定期間	
		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
備考			

【記入例】

様式第5号（第7条関係）

支給認定内容変更届出書

平成28年6月25日

三宅村長 様

住 所 三宅村阿古497番地

保護者氏名 三宅 花子 印

電話番号 04994-5-0904

支給認定を受けた内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

入所している児童の氏名	三宅 太郎
生 年 月 日	平成24年2月1日生
認 定 者 番 号	〇〇
変 更 内 容	認定期間の延長
変 更 理 由	求職活動を継続するため
備 考	

【記入例】

求職活動状況申立書

児童名	三宅 太郎	3歳	在園・申込（待機の方も含む）
-----	-------	----	----------------

1	現在の活動状況	<input checked="" type="checkbox"/> 求職活動を行っている。（在園の方）	下記2及び3を確認できる書類 又は裏面(1)直近3ヶ月の求職活動状況をご記入ください。
		<input type="checkbox"/> 入所後に活動を開始する予定である。（申込及び待機の方）	裏面(2)入園後の就職活動計画をご記入ください。
2	求職活動の方法	求職活動を行っている方のみ、当てはまる□にチェックを入れてください。（複数回答可） <input type="checkbox"/> ハローワークに行っている。（週 1回程度） <input type="checkbox"/> 職業訓練に申し込んでいる。（在学中は就学の認定です） <input checked="" type="checkbox"/> 採用試験を受けている。 <input type="checkbox"/> チラシ・インターネットで求人情報を検索している。 <input type="checkbox"/> その他（ ）※（ ）内は要記入です。	
3	求職活動中であることを確認できる書類	<input checked="" type="checkbox"/> 書類あり（書類添付）	<input type="checkbox"/> 就職あっせん機関登録画面 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者資格証 <input checked="" type="checkbox"/> その他（採用試験通知 ）
		<input type="checkbox"/> 書類なし	
<p>この申立書の内容に相違ないことを申し立てます。</p> <p>保育所に入所した場合、入所3ヶ月以内に週4回以上、1日4時間以上の就労を開始し、保育を必要性とする証明書を提出します。（但し、継続の方は1ヶ月以内です。）</p> <p>なお、就労を開始しなかった場合及び保育を必要とする証明書を提出しなかった場合は、保育園を退所させられても異議はありません。</p> <p>住 所 三宅村阿古497番地</p> <p>申立者氏名 三宅 花子 印</p> <p>電 話 04994-5-0904</p> <p>※求職活動中の方も支給認定期間は入園希望月から3ヶ月です。支給認定期間の終了と共に保育園の入園申し込みも無効になります。なお、支給認定期間終了後も継続して利用を希望する場合は、この求職活動申立書と支給認定変更届出書及び認定証の提出が必要になります。</p>			

【問い合わせ先】 三宅村村民生活課福祉係 電話：5-0904（直通）

求 職 活 動 内 容

月	週	(1) 直近3ヶ月の求職活動内容 (在園の方)
(例)		H〇〇. 〇. 〇 〇〇会社 面接応募 H〇〇. 〇. 〇 △△会社 面接
先々月	1週目	
	2週目	
	3週目	
	4週目	
先月	1週目	H〇.〇.〇 求人情報検索 (チラシ)
	2週目	
	3週目	
	4週目	H〇.〇.〇 〇〇会社 面接応募
今月	1週目	H〇.〇.〇 〇〇会社 面接 (結果は〇〇日頃予定)
	2週目	
	3週目	
	4週目	

月	週	(2) 入園後の求職活動計画 (申込・待機の方)
(例)		H〇〇. 〇. 〇 〇〇会社 面接予定 H〇〇. 〇. 〇 △△会社 面接
先々月	1週目	求人情報検索 (チラシ)
	2週目	求人情報検索 (チラシ)
	3週目	求人情報検索 (チラシ)
	4週目	求人情報検索 (チラシ)
先月	1週目	求人情報検索 (チラシ)
	2週目	求人情報検索 (チラシ)
	3週目	求人情報検索 (チラシ)
	4週目	求人情報検索 (チラシ)
今月	1週目	求人情報検索 (チラシ)
	2週目	求人情報検索 (チラシ)
	3週目	求人情報検索 (チラシ)
	4週目	求人情報検索 (チラシ)

【記入例】

様式第5号（第9条関係）

退 所 届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都三宅島三宅村長 様

住所 三宅村阿古497番地
氏名 三宅 太郎 印

退所させていただきたく、次のとおり届出いたします。

フリガナ	ミヤケ ジロウ	生年月日	性別	備考
入所児童	三宅 二郎	平成〇年〇月〇日	Ⓐ・女	
住 所	三宅村阿古497番地			
保育所名	みやけ保育園			
退所時期	平成△△年△月△日			
退所理由	転出のため			

平成 年 月 日

送迎時間届出書

住所 _____

名前 _____ 印

電話 _____

前期（4月～9月分）・後期（10月～3月分）・ 月分（ 月～ 月分）

保育所名 みやげ保育園	園児名	平成 年 月 日生 (歳 ヶ月)	男女 女	
	園児名	平成 年 月 日生 (歳 ヶ月)	男女 女	
勤務時間		父	母	
	月～金	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	土	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	
	休日・定休日			
送迎時間	朝（登園）	時 分に登園	夕（降園）	時 分に降園
	備考			

※上記内容に変更が生じたときは、速やかに園長に申し出てください。

※突発的な場合は園へご連絡ください。

※送迎時間より遅れる場合は必ず、ご連絡ください。

父 親 用

土曜保育用勤務証明書

年 月 日

所 在 地

事業所名称

責任者氏名

印

下記の者は土曜勤務することを証明します。

氏 名		住 所	
-----	--	-----	--

勤 務 形 態	正社員	パート	自営	その他 ()
勤 務 時 間	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
勤 務 場 所	TEL			

母 親 用

土曜保育用勤務証明書

年 月 日

所 在 地

事業所名称

責任者氏名

印

下記の者は土曜勤務することを証明します。

氏 名		住 所	
-----	--	-----	--

勤 務 形 態	正社員	パート	自営	その他 ()
勤 務 時 間	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
	月 日 時 分 から 時 分 まで			
勤 務 場 所	Tel			

10 問い合わせ先

・書類や保育料に関すること・・・・・・・・三宅村役場 村民生活課 福祉係
TEL 04994-5-0904

・保育に関すること・・・・・・・・みやけ保育園
TEL 04994-2-0064

・その他緊急時の連絡先・・・・・・・・中央診療所
TEL 04994-2-0016

消防本部
TEL 04994-6-0119

三宅島警察署
TEL 04994-2-0511

